町におけるUPZ内から避難先までの主な経路



(東里町(小島行政区)では、駅東地域交流センターを避難所としており、道路状況等を確認の上、避難等を 実施。



三陸町におけるUPZ内から避難先までの主な経路



33

あらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

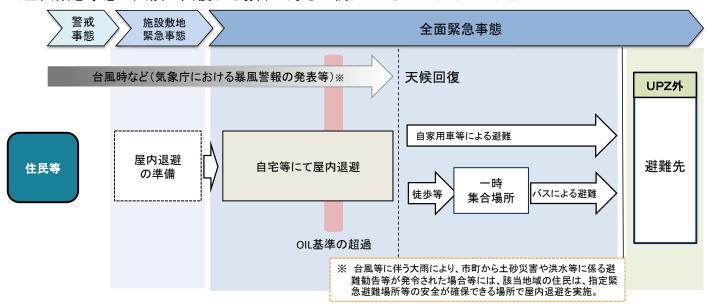


台風時などにおけるUPZ内の防護措置



- ➤ OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報が発 表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保さ れるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

<全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)

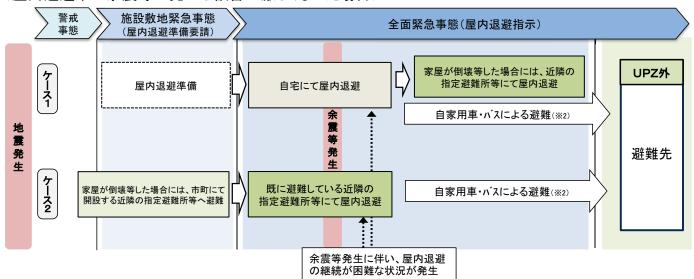


自然災害等(地震等※)により屋内退避が困難となる場合のUPZ内の防護措置



- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等への
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被 害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、市町が 開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び宮城県等は、住民等の避難を安全をかつ円滑に実施するため、避難経路や 避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を実施。

<屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合>



- ※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。
- ※2 市町にて開設する近隣の別の指定避難所等で受け入れ可能な場合には、当該避難所等に移動し、そこで屋内退避を行う。

35

他の地方公共団体からの応援計画



▶ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

